

国立大学法人琉球大学における公的研究費の不正防止計画

平成27年3月18日

不正防止計画推進室

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に基づき、本学において公的研究費の適正な使用を徹底するために作成された「国立大学法人琉球大学における公的研究費の不正防止計画」の見直しを行った。

不正を発生させる要因とその要因に対応する防止計画を以下のとおり整理するとともに、個別具体に対応を行うこととする。

1. 責任体系の明確化

不正発生の要因等	防止計画
公的研究費に関する運営・管理について、最終責任を負う者や実質的な責任を負う者など責任体系が明確でない。	責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系をホームページ等で公開する。 各部局等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者を定め、その職名をホームページ等で公開する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因等	防止計画
公的研究費の使用ルールを教職員が十分に理解できていない。	「公的研究費使用ハンドブック」を作成し、ホームページ上で公開するとともに周知を図る。
公的研究費の事務処理手続きに関するルールについて、機関としての統一が図られていない。	公的研究費の事務処理手続きに関するルールについては、随時見直しを行い、機関としての統一を図る。ただし、研究分野の違い等、合理的な理由がある場合には、例外的な処理も認めるが、先例集を作成するなど、機関としての取扱が異ならないよう統一を図る。
公的研究費の運営・管理に関わる構成員に対する研究費公正執行教育が不十分である。	公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に研究費公正執行教育を実施する。
不正使用に関する通報窓口及び通報者等の保護体制の周知が徹底されていない。	通報窓口及び通報者が「琉球大学公益通報者保護規程」で守られる仕組みであることをホームページで公開し、周知を図る。
機関内外からの告発等が最高管理責任者まで伝わらない。	機関内外からの告発等を受け付ける窓口を設置するとともに、不正に係る情報が迅速かつ確実に

	に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。
--	----------------------

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因等	防止計画
実際の現場の不平・不満の把握が不十分なため、システムや規程等と実務との乖離が起こっている可能性がある。	<p>公的研究費の執行等について、執行部署ごとに相談窓口があることをホームページ等で周知し、研究者等の相談に対応する。</p> <p>不正防止計画推進室は、監査室をはじめとする学内の全ての部署と協力し不正発生要因の把握に努めるとともに、必要に応じて不正防止計画を見直すことにより、適正な不正防止計画を策定し、実施する。</p>
ルールと実態に乖離があるおそれがある（発注権限のない研究者が発注、例外処理の常態化など）。	<p>ハンドブックの配布等を行い、公的研究費の使用ルールの周知を図るとともに、理解度チェックシートを提出させることで研究者への理解を徹底する。</p>
予算執行が特定の時期に偏っている。	<p>財務会計システム等により予算執行状況を確認し、予算の計画的な執行について周知する。</p> <p>また、部局宛に購入依頼の期限や早期執行について通知する。</p>
業者に対して未払い問題が発生するおそれがある。	<p>業者に対して、請求書は必ず契約担当に提出させることを徹底する。また、業者から研究者に請求書の送付があった場合は、速やかに契約担当に転送するよう周知徹底を図る。</p>
競争的資金等が集中している部局・研究室に対するモニタリングが不十分である。	<p>競争的資金等が集中している部局・研究室を抽出し取引をチェックする。</p>
取引に対するチェックが不十分である（事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分である。）。	<p>特定の業者との密な取引がないか注視するため、必要に応じて取引状況の確認を行う。</p> <p>また、発注に偏りがある場合にはヒアリングの実施などにより、合理的な理由の確認を行う。</p>
同一の研究室における同一業者、同一品目の多頻度取引や特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏りがあるおそれがある。	<p>特定の業者との密な取引がないか注視するため、必要に応じて取引状況の確認を行う。</p> <p>また、発注に偏りがある場合にはヒアリングの実施などにより、合理的な理由の確認を行う。</p>
検収業務やモニタリング等が形骸化している（受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など）。	<p>職務権限規程を周知し、学部事務室での納品検収について、発注者の影響を完全に排除した実質的なチェックが行われるようにする。</p>
業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時	<p>本学の取引業者に不正取引（不正行為）に関与</p>

<p>に納品物品の反復使用がされるおそれがある。</p>	<p>しない旨を定めた誓約書の提出を求める。</p> <p>本学との取引に関する留意事項を記載した文書の配布や、不正使用防止に関するポスター等の作成・掲示などを行い、どのような行為が不正使用にあたるかを業者にも認識させる。</p> <p>不正な取引を行った業者については、本学の「物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」に基づき取引停止等の措置を講ずることにより他の業者へ注意喚起を図る。</p>
<p>非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せになりがちである。</p>	<p>事務部門が出勤簿により出勤状況を確認するとともに、必要に応じて当事者から勤務状況の確認を行う。</p>
<p>出張の事実確認等が行える手続きが不十分である（二重払いのチェックや用務先への確認など）場合がある。</p>	<p>部局等事務においては、出張申請書及び出張報告書により出張計画の実行状況等を把握・確認する。また、旅費計算担当部署においても重複受給が無い等も含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。</p>
<p>個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境（特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど）や、牽制が効きづらい研究環境（発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究環境など）となっているおそれがある。</p>	<p>本学の教職員に「公的研究費の不正使用防止のための監理・監査体制に関する規程」に基づく誓約書の提出を求める。</p> <p>発注者と検収者が明確に区別できるよう、検収業務については、部局等事務の委嘱された検収者が実施することを周知徹底する。</p> <p>相談窓口があることを周知し、利用し易くする。</p>

4. 研究費の適正な執行・管理活動

不正発生の要因等	防止計画
<p>発注段階で支出財源を特定していないため、予算執行の遅滞ない把握が困難な場合がある。</p>	<p>発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。</p>
<p>不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちである。</p>	<p>不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針の周知徹底を図るとともに、本学構成員及び業者から誓約書の提出を求める。</p>
<p>教員発注のルールを逸脱する研究者がいるおそれがある。</p>	<p>教員発注時のルールの周知徹底を図る。</p>
<p>特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関して実効性のある検収が不十分になるお</p>	<p>有形の成果物（検証可能な有形物であり、修理レポート、点検チェックリスト等を含む）の場合には、成果物及び完了報告書等の履行が確認でき</p>

それがある。	る書類により検収を行う。また、成果物が無い機器の保守・点検などの場合は、専門的知識を有する者及び契約担当部署からの検収員任命による立ち会い等の検収体制をとるなど、実効性のある検収を行う。
換金性の高い物品が適切に管理されていない。	換金性の高い物品の取扱に関する規程を定め、管理状況を把握する。

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因等	防止計画
公的研究費の不正防止への取組に関する機関の方針が公表されていない。	公的研究費の不正防止への取組に関する機関の方針等をホームページで公開する。

6. モニタリングの在り方

不正発生の要因等	防止計画
モニタリング体制が不十分なおそれがある。	不正防止計画推進室、研究費公正執行教育責任者及び監査室がそれぞれの立場でモニタリングを行い、不正発生要因や不正防止計画の実施状況の把握に努め、必要に応じてモニタリングの結果を不正防止計画の改善に活用する。
公的研究費の体制の不備に関する検証が不十分である。	不正防止計画推進室及び監査室において公的研究費の管理体制について検証を行う。 研究費公正執行教育責任者は、自己が管理監督を行う部局等において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし必要に応じて改善指導を行う。
不正発生要因に応じた内部監査が実施されていない。	不正防止計画推進室が把握した不正発生要因を監査計画に取り入れ、重点的に監査する。
監事及び会計監査人との連携が不十分である。	監査室、監事及び会計監査人は連携を密にし、監査情報の共有に努める。